

## 1 選手・指導者が

### (a)感染の疑いが発生した場合、または(b)濃厚接触者となった場合

- (1) 速やかに、①チーム代表、②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (4) 選手・指導者は、(a)感染の疑いが発生した場合は、「陰性」が判明するまで、チーム活動への参加を取りやめる。
- (5) 選手・指導者は、(b)濃厚接触者となった場合は、「陰性」が判明しても、2週間の「健康観察期間（自宅待機期間）」はチーム活動への参加を取りやめる。
- (6) チームは活動を中止する。
- (7) (a)(b)の選手・指導者と同チームの選手・指導者で「その他のチーム等」で活動している人は、「その他のチーム等」での活動を自粛する。  
但し、自主的にPCR検査を受け「陰性」と診断された人は、活動を自粛しなくてもよい。
- (8) (a)(b)の「陰性」が判明したらチームは活動を再開することができる。
- (9) (a)(b)の「陰性」が判明したら「その他のチーム等」での活動を再開することができる。
- (10) (a)(b)の選手・指導者が「陽性」となった場合は、「2(c)選手・指導者が感染者となった場合」による。

## 2 選手・指導者が

### (c)感染者となった場合

- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (4) (c)選手・指導者は、陰性となるまで、チーム活動への参加を取りやめる。
- (5) チームは【2週間程度】活動を中止する。
- (6) (c)選手・指導者と同チームの選手・指導者で「その他のチーム等」で活動している人は、【2週間程度】「その他のチーム等」での活動を自粛する。  
但し、自主的にPCR検査を受け「陰性」と診断された人は、活動を自粛しなくてもよい。
- (7) チーム活動再開については、クラスター発生がなく、かつ、新たな感染者の発生がないことが確認できてからとする。

### 3 **選手・指導者の「同居家族（保護者・兄弟等）」が**

#### **(d)感染の疑いが発生した場合、(e)濃厚接触者となった場合**

- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (4) 「同居家族」の「陽性」「陰性」が判明するまで、当該選手・指導者はチーム活動への参加を取りやめる。
- (5) チームは活動を中止する。
- (6) (d)(e)同居家族の選手・指導者と同チームの選手・指導者で「その他のチーム等」で活動している人は、「その他のチーム等」での活動を自粛する。  
但し、自主的にPCR検査を受け「陰性」と診断された人は、活動を自粛しなくてもよい。
- (7) 「同居家族」の「陰性」が判明したら、(d)(e)選手・指導者はチームの活動に参加でき、チームは活動を再開することができる。
- (8) 「同居家族」の「陽性」が判明したが(f)、「選手・指導者は濃厚接触者にならなかった場合」は、当該選手・指導者はチームの活動に参加でき、チームは活動を再開することができる。
- (9) 「同居家族」の「陽性」が判明し(f)、「選手・指導者が濃厚接触者になった場合」は、「上記1(b)の対応」に準ずる。

### 4 **選手・指導者の「同居家族（保護者・兄弟等）」が**

#### **(f)感染者となった場合**

- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。(まず第1報、次に「報告書」)
- (4) 当該選手・指導者はチーム活動への参加を取りやめる。
- (5) チームは活動を中止する。
- (6) (f)同居家族の選手・指導者と同チームの選手・指導者で「その他のチーム等」で活動している人は、「その他のチーム等」での活動を自粛する。  
但し、自主的にPCR検査を受け「陰性」と診断された人は、活動を自粛しなくてもよい。
- (7) 「同居家族」は感染者(f)となったが、「選手・指導者はその濃厚接触者にならなかった場合」は、当該選手・指導者はチームの活動に参加でき、チームは活動を再開することができる。
- (8) 「同居家族」が感染者(f)となり、「選手・指導者が濃厚接触者になった場合」は、「上記1(b)の対応」に準ずる。